

(2) 諏訪交流センターの利用のきまり

利用出来る人	原則として日立市民及び日立市内に在勤か在学している人 但し、地域優先とする
利用時間	午前9時～午後9時
休館日	年末年始（12月29日～1月3日） 盆休み（8月13日～15日） その他運営委員会が必要と認めた日
申し込み	交流センターの窓口で直接申請書を提出する 電話で仮予約した時は一週間以内に申請書を提出する それ以後は無効とする
予約	（Aグループ）3ヶ月前から予約可 （Bグループ）2ヶ月前から予約可 （Cグループ）1ヶ月前から予約可
留意事項	①使用後は清掃し、防災安全点検の確認を行い、ごみは持ち帰る ②アルコール類の飲料は、原則として禁止している

（Aグループ）	コミュニティ推進会・利用団体連絡会登録自治会・諏訪小PTA 学子連（単会子ども会）・諏訪地区女性会・食生活改善推進会 諏訪高連・市の関係・諏訪学区環境保全委員会
（Bグループ）	ボーイスカウト・諏訪壮年青年梅友会・散々楽保存会・諏訪壮年野球部 諏訪野球スポーツ少年団・一心院管理委員会・諏訪文化財愛護班・諏訪親和会 氏子総代OB会・年金受給者協会
（Cグループ）	一般サークル・利用団体連絡会未登録自治会・利用団体連絡会登録団体

利用時間

利用できる時間は原則として、2時間を限度とし、次のような時間割とする

- ①午前9時～午前11時 ②午前11時～午後1時 ③午後1時～午後3時
④午後3時～午後5時 ⑤午後5時～午後7時 ⑥午後7時～午後9時

料理室を使用する場合は料理時間に合わせ4時間とする

尚、運営委員会が認めた団体についてはこの限りではない

利用の制限

- ①日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則に違反する恐れがある時は利用することができない
- ②利用の優先順位は、申し込み順に関わらず、A、B、Cのグループ順とする
- ③施設を利用できる団体を構成する人数は大人5名以上とする
- ④利用団体連絡会未登録団体の利用は年1回とする
- ⑤第1週、2週、3週の土・日曜日の大ホール使用はA・Bグループのみとする
- ⑥使用回数 月間の使用回数は原則として週1回、月最大3回とする
但し、4回目以降は使用当日に空いている時は、使用当日の8日前から申請し、使用する事ができる
- ⑦Cグループの一般サークルは、第1週、第2週、第3週の土・日曜日は定期的に使用する事が出来ない
但し、空いている時は、使用当日の8日前から申請し使用する事が出来る
- ⑧Cグループの一般サークルの使用は平日の第1週から第4週までの各サークルの使用登録日のみとする
- ⑨優先順位の高いグループに利用日を譲った場合は、別途振替日に活動できる